

内閣参質二〇一第一一一八号

令和二年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員ながえ孝子君提出文部科学省の「学びの保障」の通知に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員ながえ孝子君提出文部科学省の「学びの保障」の通知に関する質問に対する答弁書

御指摘の「出来る限り柔軟な対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和二年五月十五日付け二文科初第二百六十五号文部科学省初等中等教育局長通知）において、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障するための小学校、中学校、高等學校等（以下「学校」という。）の教育課程編成の工夫の例として臨時休業期間中の登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の短縮等を示すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、「各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合」の「特例的な対応」として、次年度以降を見通した教育課程編成や、学校の授業における学習活動の重点化が考えられる旨を示したところである。同省においては、同通知に則して、各学校の設置者等に対し、必要な情報提供等を行っていく考え方である。